

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域
(株)日本パーカーライジング広島工場 広島県広島市中区大手町2-8-4
令和4年7月28日～令和4年9月27日(2ヶ月)
地域4(新潟支社が所掌する区域)
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注
2. 事実概要
有資格業者である(株)日本パーカーライジング広島工場は、令和4年5月27日、新潟支社上越管理事務所発注の「北陸自動車道 R3上越管内標識補修工事」において、標識板撤去・設置作業を実施していたラフテレーンクレーンのブームが電力会社が管理する高圧送電線に干渉し、発電所からの送電が不能となる安全管理措置の不適切による公衆損害事故を発生させた。
3. 競争参加資格停止措置理由
上記(2. 事実概要)のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)」別表第1第5号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上